

資本関係・人的関係等に関する調書の記入要領

- 1 共同企業体の場合、構成員全者が作成し提出すること。
- 2 関係する会社は、**物品供給・業務委託入札参加有資格者**に限って記入すること。
- 3 各項目において、**該当会社が複数ある場合は、全ての該当会社**を記載すること。なお、表の行数が足りない場合は、それぞれ別紙用紙を作成・記載のうえ提出すること。
- 4 (*1) (*2)会社法第2条第3の2号及び第4の2号は下の参考1及び別紙参考2を参照すること。
- 5 (*3)役員とは、法人の場合は取締役（監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社における取締役、社外取締役及び定款により業務を執行しない取締役除く）等。（会社更生又は民事再生の手続き中にあってはその管財人を含む。）また、個人の場合は代表者。なお、監査役及び執行役員は役員に含めない。
- 6 (*4)入札参加者が事業協同組合の場合、組合員名簿を提出すること。

(参考1)

会社法(平成17年法律第86号)

第2条(定義)

- 一 略
- 二 略
- 三 略

三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

- イ 子会社
 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

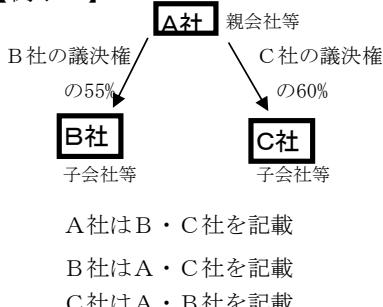
- 四 略

四の二 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

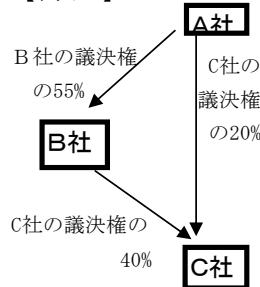
- イ 親会社
 株式会社の経営を支配している者(法人であるものを除く。)として法務省令で定めるもの

親会社、子会社の例

【例示1】



【例示2】



B社はA社の「子会社等」であり、親会社等であるA社及び子会社等であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、A社はC社の「親会社等」と看做され、C社はA社の「子会社等」と看做される。

A社はB・C社を記載
B社はA・C社を記載
C社はA・B社を記載

【例示3】



B社はA社の「子会社等」であり、子会社等であるB社がC社の議決権の過半数を有することからA社はC社の「親会社等」と看做され、C社はA社の「子会社等」と看做される。
A社はB・C社を記載
B社はA・C社を記載
C社はA・B社を記載